

コミュニティセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

コミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
別表左欄に掲げるとおり
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
別表左欄に掲げる公の施設に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるとおり
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

別表

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
境南コミュニティセンター 武蔵野市境南町3丁目22番9号	境南コミュニティ協議会 武蔵野市境南町3丁目22番9号
西久保コミュニティセンター 武蔵野市西久保1丁目23番7号	西久保コミュニティ協議会 武蔵野市西久保1丁目23番7号
吉祥寺東コミュニティセンター 武蔵野市吉祥寺東町1丁目12番6号	吉祥寺東コミュニティ協議会 武蔵野市吉祥寺東町1丁目12番6号
中央コミュニティセンター中町集会所 武蔵野市中町1丁目28番5号	中央コミュニティ協議会 武蔵野市中町3丁目5番17号
中央コミュニティセンター 武蔵野市中町3丁目5番17号	
吉祥寺北コミュニティセンター 武蔵野市吉祥寺北町1丁目22番10号	吉祥寺北コミュニティ協議会 武蔵野市吉祥寺北町1丁目22番10号
本町コミュニティセンター 武蔵野市吉祥寺本町1丁目22番2号	本町コミュニティセンター協議会 武蔵野市吉祥寺本町1丁目22番2号
八幡町コミュニティセンター 武蔵野市八幡町3丁目3番16号	八幡町コミュニティ協議会 武蔵野市八幡町3丁目3番16号

関前コミュニティセンター 武蔵野市関前2丁目26番10号	関前コミュニティ協議会 武蔵野市関前2丁目26番10号
関前コミュニティセンター分館 武蔵野市関前3丁目16番6号	
御殿山コミュニティセンター 武蔵野市御殿山1丁目5番11号	御殿山コミュニティ協議会 武蔵野市御殿山1丁目5番11号
桜堤コミュニティセンター 武蔵野市桜堤3丁目3番11号	桜堤コミュニティ協議会 武蔵野市桜堤3丁目3番11号
吉祥寺南町コミュニティセンター 武蔵野市吉祥寺南町3丁目13番1号	吉祥寺南町コミュニティ協議会 武蔵野市吉祥寺南町3丁目13番1号
緑町コミュニティセンター 武蔵野市緑町3丁目1番17号	緑町コミュニティ協議会 武蔵野市緑町3丁目1番17号
西部コミュニティセンター 武蔵野市境5丁目6番20号	西部コミュニティ協議会 武蔵野市境5丁目6番20号
吉祥寺西コミュニティセンター 武蔵野市吉祥寺本町3丁目20番17号	吉祥寺西コミュニティ協議会 武蔵野市吉祥寺本町3丁目20番17号
吉祥寺西コミュニティセンター分館 武蔵野市吉祥寺本町4丁目10番7号	
けやきコミュニティセンター 武蔵野市吉祥寺北町5丁目6番19号	けやきコミュニティ協議会 武蔵野市吉祥寺北町5丁目6番19号
本宿コミュニティセンター 武蔵野市吉祥寺東町3丁目25番2号	本宿コミュニティ協議会 武蔵野市吉祥寺東町3丁目25番2号

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。